

大分県報

令和八年
第七一九号
七月三日

（金曜日）

目次

告示	一
身体障害者福祉法による医師の指定	一
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定（二件）	三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除	四
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	五
競争入札参加者の資格に関する公示	六
一般競争入札の実施	六

○告示

大分県告示第二百七十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
呼吸器の機能障害	升井 亮介	独立行政法人国立病院機構別府医療センター 別府市大字内竈一四七三番地	令八・六・一八

肝臓の機能障害	正月 泰士	独立行政法人国立病院機構別府医療センター 別府市大字内竈一四七三番地	〃
心臓の機能障害	梅野 惟史	独立行政法人国立病院機構別府医療センター 別府市大字内竈一四七三番地	〃
肝臓の機能障害	梅野 成大	中津市立中津市民病院 中津市大字下池永一七三番地	〃
腎臓の機能障害	小田原 健一	大分県済生会日田病院 日田市大字三和六四三番地の七	〃
肢体不自由	成田 靖	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地	〃

大分県告示第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、県営土地改良事業施行申請人代表中尾和巳からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営水田畑地化推進基盤整備事業	富山地区	令八・七・三から 令八・七・二三まで	宇佐市役所 中津市役所

令和八年七月三日

大分県報（告示）

大分県告示第二百八十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定区域の名	所		地番又は区域
	市町村	大字	
津志河内	佐伯市	長良	向河原
			三九七四番一の一部(座標六点から一〇点までを順次結んだ線の西側の部分)、三九七七番の一部(座標九点と一〇点を結んだ線の北側の部分)、三九八五番、三九八六番、三九八七番一、三九八三番一、三九八三番四、三九八四番、三九八五番、三九八六番の一部(座標七点から一〇点までを順次結んだ線の西側の部分)、三九九九番一の一部(座標二点から七点までを順次結んだ線の西側の部分)、三九九九番四から三九九九番六まで、四〇〇二番から四〇〇七番まで、四〇〇八番一の一部(座標一点から一三点までを順次結んだ線の東側の部分)、四〇二〇番一の一部(座標二点と一三点を結んだ線の東側の部分)、四〇二二番一と一三点を結んだ線の東側の部分)、四〇二二番二、四〇二三番、四〇二四番一、四〇二四番二、四〇二五番の一部(座標二点と一三点を結んだ線の東側の部分)、四〇二六番二の一部(座標二点と一三点を結んだ線の東側の部分)、四〇二七番の一部(座標二点から一四点までを順次結んだ線の東側の部分)、四〇四〇番の一部(座標一三点和一四点を結んだ線の東側の部分)、四〇四二番一の一部(座標一三点和一四点を結んだ線の東側の部分)、四〇四三番の一部(座標一点から三三番、四〇四五番の一部(座標一点から三三番までを順次結んだ線の南側の部分)、四〇四六番一の一部(座標一点と二点を結んだ線の南側の部分)、四〇五〇番及び四〇五一番一の一部(座標一点と二点を結んだ線の南側の部分)
			一点 北緯三二度五五分五〇秒五九一八
			二点 東経一三一度五四分一八秒一一四〇 北緯三二度五五分五三秒〇八六一
			三点 東経一三一度五四分二二秒五八三五 北緯三二度五五分四九秒〇九一二
			四點 東経一三一度五四分二一秒〇五三五 北緯三二度五五分四八秒一八三二
			五點 東経一三一度五四分二二秒九〇九三 北緯三二度五五分四七秒一一三二
			六點 東経一三一度五四分二三秒三二一一 北緯三二度五五分四六秒〇七九八
			七點 東経一三一度五四分二二秒四五七二 北緯三二度五五分四四秒七四三六
			八點 東経一三一度五四分二四秒一六九三 北緯三二度五五分四三秒七四〇三
			九點 東経一三一度五四分二四秒二八五四 北緯三二度五五分四三秒六四〇八
			一〇點 東経一三一度五四分二七秒五七〇四 北緯三二度五五分四〇秒九八八三
			一一點 東経一三一度五四分二二秒八九五〇 北緯三二度五五分四四秒六二七五
			一二點 東経一三一度五四分二〇秒七二〇九 北緯三二度五五分四二秒九九二四
			一三點 東経一三一度五四分一九秒九七一七 北緯三二度五五分四七秒四七四五
			一四點 東経一三一度五四分一八秒八四五一 北緯三二度五五分四八秒七五一一
			東経一三一度五四分一八秒五〇八八

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

大分県告示第二百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

町1丁	横尾東	大分市	土砂災害警戒区域及び土砂	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
町4丁	横尾東	大分市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
森⑥	大分市	大分市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
小池原③	大分市	大分市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
雄城①	大分市	大分市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
牧③	大分市	大分市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
大原川②	大分市	大分市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
大原川①	大分市	大分市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
中尾川②	大分市	大分市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
	佐上	大分市	土砂災害警戒区域			

令和八年七月三日

目②	町1丁	災害特別警戒区域	壊		
今在木	大分市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
小野鶴④	大分市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
目	大分市	土砂災害警戒区域			
丘1丁	大分市	土砂災害警戒区域			

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 調達をする物品等の種類
災害備蓄物資（パーティーション）
- 二 競争入札の参加者資格
次の（一）から（六）までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
（一） 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者
- （二） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- （三） 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者
- （四） 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

大分県報（告示・公告）

(五) 国税又は大分県税を滞納している者
(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七（五〇六）二九六八

3 申請の時期

令和八年七月三日（金曜日）から同月十五日（水曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 一の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達する物品等の種類及び数量

災害備蓄物資（パターション）

(2) 納入期限

令和九年3月31日（水）

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い

<p>い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和8年7月3日（金）午前10時から同年8月5日（水）午前10時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）様式第2号）を、令和8年8月5日（水）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2964</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望するものの手続</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p>	<p>令和8年7月3日（金）から同月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p> <p>大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL https://www.pref.aitajp/soshiki/201100/shikaku2024.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2968</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2964</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和8年8月14日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 電子入札システムの利用</p> <p>本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>令和8年8月5日（水）午前10時から同月14日（金）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p> <p>(2) 提出期限 令和8年8月13日（木）午後5時までに必着のこと。</p>
---	---

<p>11 電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和8年8月14日(金) 午前10時30分</p> <p>12 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>13 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>14 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであること、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>15 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>16 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>17 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内</p>	<p>大分県報(公刊)</p> <p>の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>18 仮契約の締結等 この調達に係る契約は、大分県県有財産条例(昭和39年大分県条例第28号)の規定により大分県議会の議決を要するため、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後、本契約となる。 なお、県議会の議決までの間に、2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しないことがある。契約を締結しない取扱いをした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>19 その他 この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>20 Summary (1) Disaster relief supplies (partition) (2) Time limit for tender 10 : 00 a.m. 14 August, 2026 (3) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2964</p>
--	---